

介護保険料納付済額の確認書類について

介護保険料の社会保険料控除について

第1号被保険者（65歳以上の人）が納付していただいた介護保険料は、所得税の確定申告や、市県民税の申告の際に「社会保険料控除」の対象となります。申告には納付額の確認書類（領収書等）が必要となります。

納付済額の確認書類について

【特別徴収（年金天引き）の人】

年金保険者（日本年金機構、健康保険組合等）から1月中に送付される公的年金等の源泉徴収票に社会保険料の金額（国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を含む）が記載されていますので、そちらで確認をお願いします。

ただし、非課税年金（遺族年金、障害年金等）の場合は、年金保険者から源泉徴収票が送付されません。「介護保険料納付額確認書」が必要な場合は、申請をお願いします。

【普通徴収（納付書払い）の人】

領収書で確認をお願いします。領収書の紛失等により「介護保険料納付額確認書」が必要な場合は、申請をお願いします。

【普通徴収（口座振替払い）の人】

毎年1月中に市税等口座振替領収済通知書（青色のはがき）を郵送しておりますので、そちらで確認をお願いします。

介護保険料納付額確認書の交付申請について

【申請方法】

介護保険課、各支所で申請することができます。交付申請書と窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご持参のうえお越しくください。

※窓口に来られる人が被保険者本人または同一世帯員、直系親族以外の場合は委任状が必要となります。

直接お越しいただくことが難しい人は、本人確認書類の写しを添付していただき、郵便で申請してください。

【申請様式】

申請書

委任状

【手数料】

無料